

令和5年度 第3回大野市国民健康保険運営協議会 会議録概要

と き：令和5年11月16日（木）午後7時00分～8時20分
と ころ：結とびあ 302号室

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 会議録署名委員の選任

4. 議題

(1) 令和5年度大野市国民健康保険制度の改正について（資料No.1）

【事務局説明】

【質疑応答】

委員 出産に係る負担について、今後はあらゆる世帯を対象として減額されるというありがたい改正である。

委員 3月に生まれた場合と4月に生まれた場合で所得が適用される期間が違うのは不公平な印象を受ける。生まれてから何ヶ月としたほうがいいのではないか。

事務局 生まれた月で条件が変わるものではない。4ヶ月分が免除になるという制度であり、減免される期間について不公平なところはない。ただし、令和6年1月から施行となるため、それ以前については対象外となる。

－その他の意見なし－

(2) 令和6年度大野市国民健康保険税（率）の改正について（資料No.2、3）

【事務局説明】

【質疑応答】

委員 資産割を廃止したのは、資産はあるが所得がない方に対応するためか。

事務局 国民健康保険税算定に係る資産割は令和4年度に廃止している。また、低所得の方には、所得に応じて7割、5割、2割の軽減がある。

税率の改正により、引き上げるための試算をしているが、軽減分については、公費負担で県が4分の3、市が4分の1負担して、一般会計から繰入するということが決められている。

委員 所得割を減らしたほうがいいのではないか。

事務局 所得の少ない方は、税率を上げても軽減があるので、負担が抑えられることになる。また、一般会計からの赤字補填は認めないという国の方針もあり、国民健康保険事業納

付金を県に納めるため、税を徴収しなければならない仕組みになっている。大野市も保険税を上げざるを得ないというのが現状である。

委員 資産はあるが所得がないという場合、資産を差し押さえるのか。

事務局 所得のない方に対して、滞納処分や差し押さえはあまりしない。実際は所得がある等、悪質な滞納者に対しては厳しく対応するが、固定資産を差し押さえすることは減多にしない。

－全員一致で、原案承認－

(3) 第4期大野市特定健康診査等実施計画について（資料No.4）

【事務局説明】

【質疑応答】

委員 特定健診受診率、特定保健指導実施率の目標値60%に対して、現在の実施状況は、37.5%と25.7%であり決して高くない。かなり思い切った目標値であるが、少しずつ上げていく方がいいのではないか。

事務局 特定健診、特定保健指導については、受診率、実施率で評価がされるが、国の基本方針により、目標は60%と定められているため、国と同じ目標値としている。

委員 年齢別主要疾患構成比では、40歳から60歳代半ばぐらいまで、精神疾患や神経疾患が非常に多い。具体的にはどのようなことか。

事務局 資料は令和5年5月分の診療費であり、40代から、精神及び行動の障害の方の割合が高くなっている。若い世代が精神疾患で入院されていると診療費に占める割合も高くなる。

委員 精神疾患や神経疾患は医療費がかかるため、診療費であるなら納得できる。

委員 特定保健指導について、頸動脈エコー検査は今回初めて導入されるのか。画像を見ながら説明してもらえるのか。

事務局 「血管みえるみえる塾」という講座で、頸動脈エコー検査は現在も行っており、特定保健指導の動機付け、積極的支援の対象者や、重症化予防の対象者に対し血管のつまり具合を調べ、自分の体の状態を知っていただく取組みをしている。

－全員一致で、原案承認－

5 その他

【今後の日程について事務局から説明】

－副会長 閉会のあいさつ－